

横瀬町男女共同参画プラン

～ みとめあい ふれあい 共に輝く
“うららか よこぜ” ～



平成18年 3月

横 瀬 町

「みとめあい ふれあい 共に輝く
“うららか よこぜ”」



横瀬町長 加藤 嘉郎

現在、わが国は、少子高齢化の進展、生活の質の変化、環境意識の高まり、経済のグローバル化等、社会情勢が急速に変化していますが、とりわけ男女共同参画社会の実現に向けての取り組みは、大きく変革してきております。

家庭・職場・地域などあらゆる分野で、お互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、まさに社会全体の活性化につながるものであります。

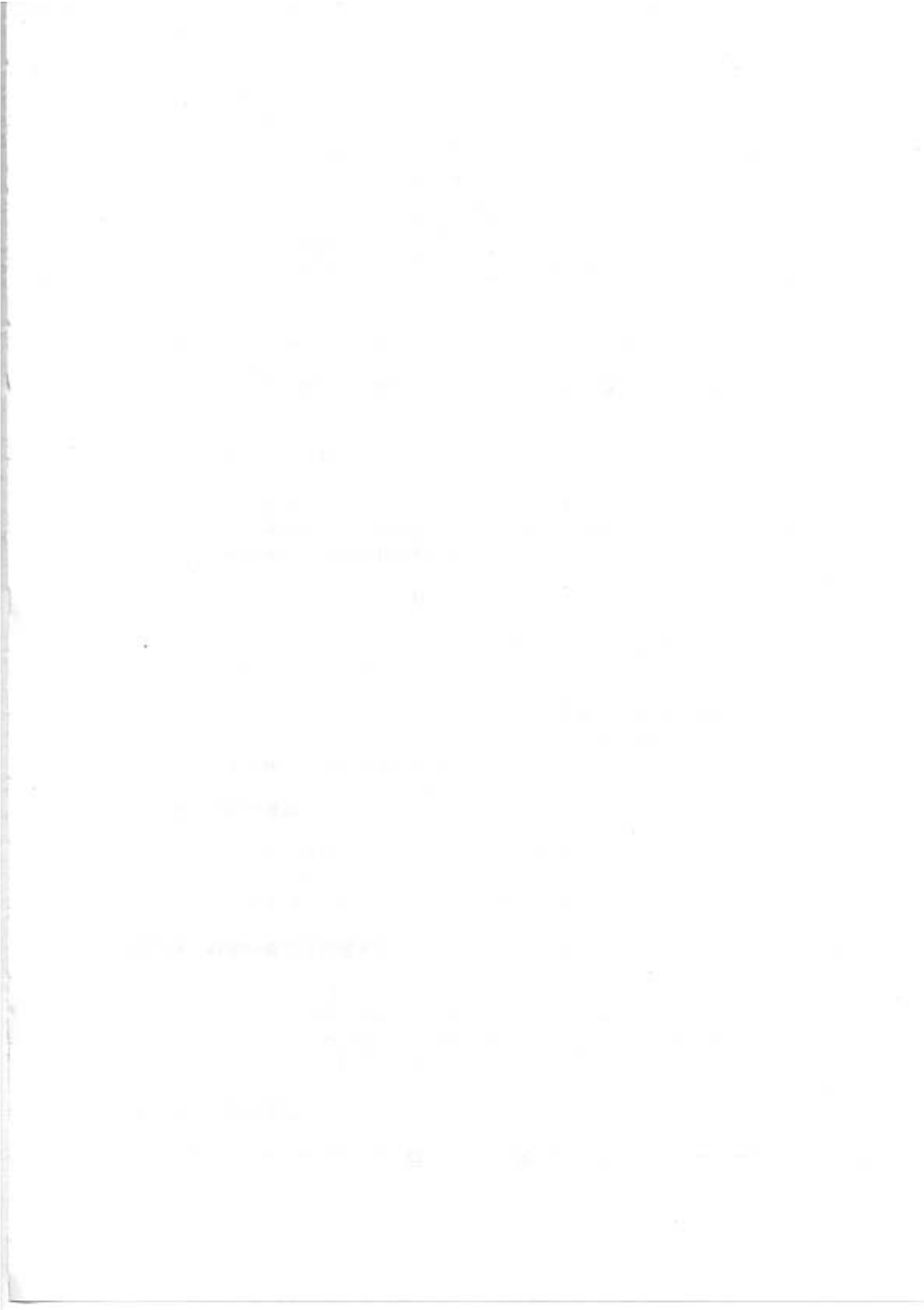
このような中、横瀬町では、町民一人ひとりの人権が等しく尊重され、男性も女性も対等なパートナーとして共にいきいきと暮らし、あらゆることに積極的に参画していく社会を形成していくため、当町が取り組まなければならない施策を体系化し、総合的、計画的に推進していくための行動プログラムとして「男女共同参画プラン」を策定いたしました。本プランの「みとめあい ふれあい 共に輝く“うららか よこぜ”」を基本理念の機軸に、自己決定・自己責任のもと、地域の実情に合った事業を展開して参ります。

本プランの策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました横瀬町男女共同参画懇話会委員の皆様をはじめ、男女共同参画に関する意識調査にご協力をいただきました皆様に対し、心から感謝申し上げます。



目 次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨	2
2	計画策定の背景	3
3	計画の性格	8
4	計画の期間	8
第2章	計画の基本的な考え方	9
1	基本理念	10
2	基本目標	10
3	計画の体系	11
第3章	施策の展開	13
	基本目標1 男女平等の意識づくり	14
	主要施策(1) 人権が尊重される社会づくりの推進	16
	主要施策(2) 男女平等の視点に立った教育の推進	19
	基本目標2 健康で安心できる環境づくり	22
	主要施策(1) 男女がともに働きやすい環境の整備	24
	主要施策(2) 生涯を通じた健康づくりへの支援	28
	主要施策(3) 相談体制の確立	30
	基本目標3 男女が共に創るまちづくり	31
	主要施策(1) 政策・方針決定の場への参画の促進	33
	主要施策(2) 地域活動への男女共同参画の促進	34
第4章	計画推進のために	37
	主要施策(1) 推進体制の整備・充実	38
	主要施策(2) 国・県など関係機関との連携	38
資 料		39
	計画策定の経過	40
	横瀬町男女共同参画プランに関する提言書	41
	横瀬町男女共同参画懇話会設置要綱	43
	横瀬町男女共同参画懇話会委員名簿	44
	横瀬町男女共同参画庁内推進会議設置要綱	45
	横瀬町男女共同参画庁内推進会議委員名簿	46
	関係法令・条例	47
	男女共同参画に関する年表	76



第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

近年、わが国は、少子高齢化や社会経済の急速な変化、また、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、大きな変革期を迎えています。これらの変化に対応し、将来にわたって豊かで安心できる社会を構築するためには、男女がお互いの人権を尊重し、社会の対等な構成員として、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」の実現が欠くことのできない要件であることが認識されるようになりました。

わが国では昭和20（1945）年に女性の参政権が確立され、翌昭和21（1946）年に公布された「日本国憲法」において、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、その後も、昭和61（1986）年に「男女雇用機会均等法」の施行をはじめ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みがされてきました。

しかしながらその一方で、わが国における女性の政治及び経済活動での活躍は低調で、その度合いを示す国際指標であるGEM（ジェンダー・エンパワーメント指数）の値は、先進国の中では低位で推移しており、また、依然として根強く残る社会的慣習や住民意識など様々な分野で取り組むべき課題が山積されています。さらに最近では、ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為、メディアにおける女性の人権問題等、女性に関わる問題に対する意識も高まり、その対応が強く求められています。

このようなことから、真に男女の人権が尊重され、共にいきいきと生きることができると社会の実現を目指すため、横瀬町においても町の指針を定めた第四次横瀬町総合振興計画と整合性を図りながら、町の諸施策に男女共同参画の視点を取り入れることを目的とした「横瀬町男女共同参画プラン」を策定しました。



2. 計画策定の背景

■ 世界の動き

①国際婦人年

国際連合は、昭和20（1945）年に「国連憲章」を、昭和23（1948）年には「世界人権宣言」を採択し、性に基づく差別の禁止を重要な目標の一つに掲げ、男女平等の達成に向け取り組んできました。

また、性差別撤廃に向け、昭和50（1975）年を「国際婦人年」とし、この年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、「平等・開発・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択され、昭和51（1976）年からの10年間を「国連婦人の十年」と定め、世界的な行動が始まりました。

・ 世界行動計画

国連加盟国すべての政府及びマスメディア、労働組合、学校等に対し、長年の固定観念の洗い直しを要求するもので、性別役割分業の社会通念打破に敢然と挑んでおり、その後の世界の女性の状況と意識改革に大きな影響を与えるものとなりました。

②女子差別撤廃条約とILO第156号条約

昭和54（1979）年に、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。この条約の前文には「女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものである」という基本的な考え方が示され、第1条の「女子に対する差別」では、性に基づくものであれば、区別、排除、制限も差別にあたるとしています。

また、これを受けてILO（国際労働機関）では、昭和56（1981）年に、性別役割分担意識を解消するためのILO第156号条約「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」が採択されました。

・ 女子差別撤廃条約

正式には、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。昭和54（1979）年の第34回国連総会で、130国の賛成を得て採択され、わが国は、昭和60（1985）年に批准しました。政治・経済・社会・文化など、あらゆる分野での男女平等を達成するために必要な措置を定めています。

③ナイロビ将来戦略

昭和60（1985）年、ケニアのナイロビで「国連婦人の十年」の最終年に

世界会議が開かれ、「国連婦人の十年」の成果の検討・評価を行い、目標である「平等・開発・平和」を継続するとともに、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

・ **ナイロビ将来戦略**

正式には、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」。国連婦人の十年の目標達成のため、世界行動計画の趣旨を西暦2000年まで延長させました。そして、女性の地位向上の目標達成を妨げている障害を具体的に指摘し、その障害克服のためにとるべき国内措置を具体的に提示しています。あらゆる角度から女性問題を分析し、21世紀に向けて共通の行動指針を示しました。

④ **北京宣言及び第4回世界女性会議行動綱領**

平成7（1995）年に、中国の北京で「第4回世界女性会議」が開催され、女性の地位向上の指針となる「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。この「行動綱領」は、「女性のエンパワーメントに関するアジェンダ（予定表）」であるとされ、12の重大問題領域とその行動を示しています。

・ **第4回世界女性会議行動綱領**

全362項目からなり、12の重大問題領域（貧困・教育・保健・暴力・紛争・経済・意思決定・地位向上・人権・メディア・環境・少女）について、すべての分野への女性の積極的な参加に対する障害の除去を促進するために、各国がとるべき行動が要請されています。

また、綱領では、男女（ジェンダー）の平等に基づいたパートナーシップの実現や、女性の人権の促進を強調しています。

⑤ **女性2000年会議**

平成12（2000）年に、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に向けての男女平等・開発・平和」が開催され、今後各国政府等のとるべき行動目標が「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。

■ 日本の動き

①国内行動計画

「国際婦人年世界会議」で採択された「世界行動計画」の内容を国内施策に取り入れるため、昭和50（1975）年に「婦人問題企画推進本部」を総理府（現内閣府）内に設置し、昭和52（1977）年には「国内行動計画」を策定して、その後10年間の女性の地位向上のための目標を明らかにしました。

②新国内行動計画

女子に対する差別を撤廃し、法律や制度のみならず慣習も対象とした性別役割分担の見直しを掲げる「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准に向け、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定など法律や制度面の整備を進め、昭和60（1985）年に批准し、72番目の締結国になりました。

また、昭和62（1987）年には、ナイロビ将来戦略を受けた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」を策定し、21世紀における社会の安定と発展の実現に向け、「男女共同参画型社会システムの形成」を目指すこととなりました。

③男女共同参画推進本部

平成6（1994）年には、国内本部機構の充実強化を図るため、「婦人問題企画推進本部」を改組し、内閣総理大臣を本部長に、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」を設置するとともに、さらには、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」を設置するなど、国の推進体制を整備しました。

④ILO第156号条約と男女共同参画2000年プラン

平成7（1995）年に、「育児休業等に関する法律」に介護休業制度を付加した「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」として改正を行い、ILO156号条約を批准しました。

また、北京女性会議で採択された「行動綱領」や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、平成8（1996）年に「男女共同参画2000年プラン」を策定しました。

⑤男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

平成11（1999）年には、男女共同参画社会の実現に向け、基本的な理念や国・地方公共団体及び国民の責務をそれぞれ定めた「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

また、平成12（2000）年には、この基本法に基づき「男女共同参画基本計画」を策定し、長期的な施策の方向性ととともに、行政や国民が取り組むべき具体的施策の内容などを示しました。

⑥男女共同参画局と男女共同参画会議

平成13（2001）年には、中央省庁等の改革において、内閣府(旧総理府)に「男女共同参画室」と「男女共同参画審議会」を改正した「男女共同参画局」と「男女共同参画会議」が設置されました。

⑦配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

平成13（2001）年に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図る目的で、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制整備を盛り込んだ「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行されました。



■ 埼玉県の動き

①第一次計画「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」

昭和55（1980）年に、女性の地位向上の新しい出発点として、真の男女平等をめざした第一次計画「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」が策定され、昭和59（1984）年には、計画策定後の社会情勢の変化に対応するため、その見直しが行われました。

②第二次計画「男女平等社会確立のための埼玉県計画」

昭和61（1986）年には、女性の地位向上だけではなく、よりよい福祉社会と男女平等の社会を確立することを目指して、第二次計画「男女平等社会確立のための埼玉県計画」が策定され、平成2（1990）年には、見直しも行われました。

③第三次計画「2001彩の国男女共同参画プログラム」

平成7（1995）年には、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、あらゆる活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的、文化的利益を享受し、共に責任を担う「男女共同参画社会」の確立を目指して、第三次計画「2001彩の国男女共同参画プログラム」が策定されました。

④埼玉県男女共同参画推進条例

平成12（2000）年には、住民や地域社会の視点に立ち、地域の実情を十分に踏まえ、住民の意見を反映し総合的かつ計画的に推進するため、全国に先駆けて「埼玉県男女共同参画推進条例」が制定されました。

⑤第四次計画「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」

平成14（2002）年には、条例に基づく初めての計画である第四次計画「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」が策定され、男女の人権が尊重された活力ある男女共同参画社会・埼玉の実現に向け、現在計画が推進されています。

■ 町の取り組み

町においては、平成12（2000）年に策定した「第四次横瀬町総合振興計画前期基本計画」また、平成17（2005）年に策定した「後期基本計画」において、「男女共同参画社会の確立」を位置づけ、総合的かつ効果的に施策を推進してきました。

平成16（2004）年に、町民500人を対象とした「男女共同参画に関する住民意識調査」を行い、女性問題等に関する意識や実態の把握に努めました。

また、平成17（2005）年には、広く町民の意見を聴取し、地域に根ざした総合的な施策の推進を図るため「横瀬町男女共同参画懇話会」を、また、庁内職員で構成する「横瀬町男女共同参画庁内推進会議」を設置しました。

そして、町民一人ひとりの人権が尊重され、個性や能力が発揮できる男女共同参画社会の実現を図るため、町が進むべき目標を定め、様々な分野にわたる施策の指針となる「横瀬町男女共同参画プラン」を策定することとしました。

3. 計画の性格

この計画は、本町における男女共同参画社会の実現を目指して実施する、施策・事業の基本目標と具体的な取り組みを示すもので、あらゆる分野に男女共同参画の視点をもって、町民と行政が協働して推進していくものです。

また、「男女共同参画社会基本法」に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や県の「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を踏まえるとともに、「横瀬町第四次総合振興計画」及び関連計画との整合性を図りながら策定したものです。

4. 計画の期間

この計画の期間は平成18（2006）年度から平成21（2009）年度までの4カ年計画とし、社会情勢の変化や本計画の進捗状況等を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

第2章 計画の基本的な考え方

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

第四次横瀬町総合振興計画基本構想では、まちづくりのテーマを「うららかよこぜ」とし「人と自然が活づくまち」を町の将来像に掲げています。このため、町が推進する男女共同参画においても「性別にとらわれることなく、互いをパートナーとして尊重し合い、一人ひとりの個性と能力を發揮して、健やかに生き活きと輝いて暮らせるまち」を目指して、横瀬町は「みとめあい ふれあい 共に輝く “うららか よこぜ”」を基本理念として定めます。

「みとめあい ふれあい 共に輝く “うららか よこぜ”」

2. 基本目標

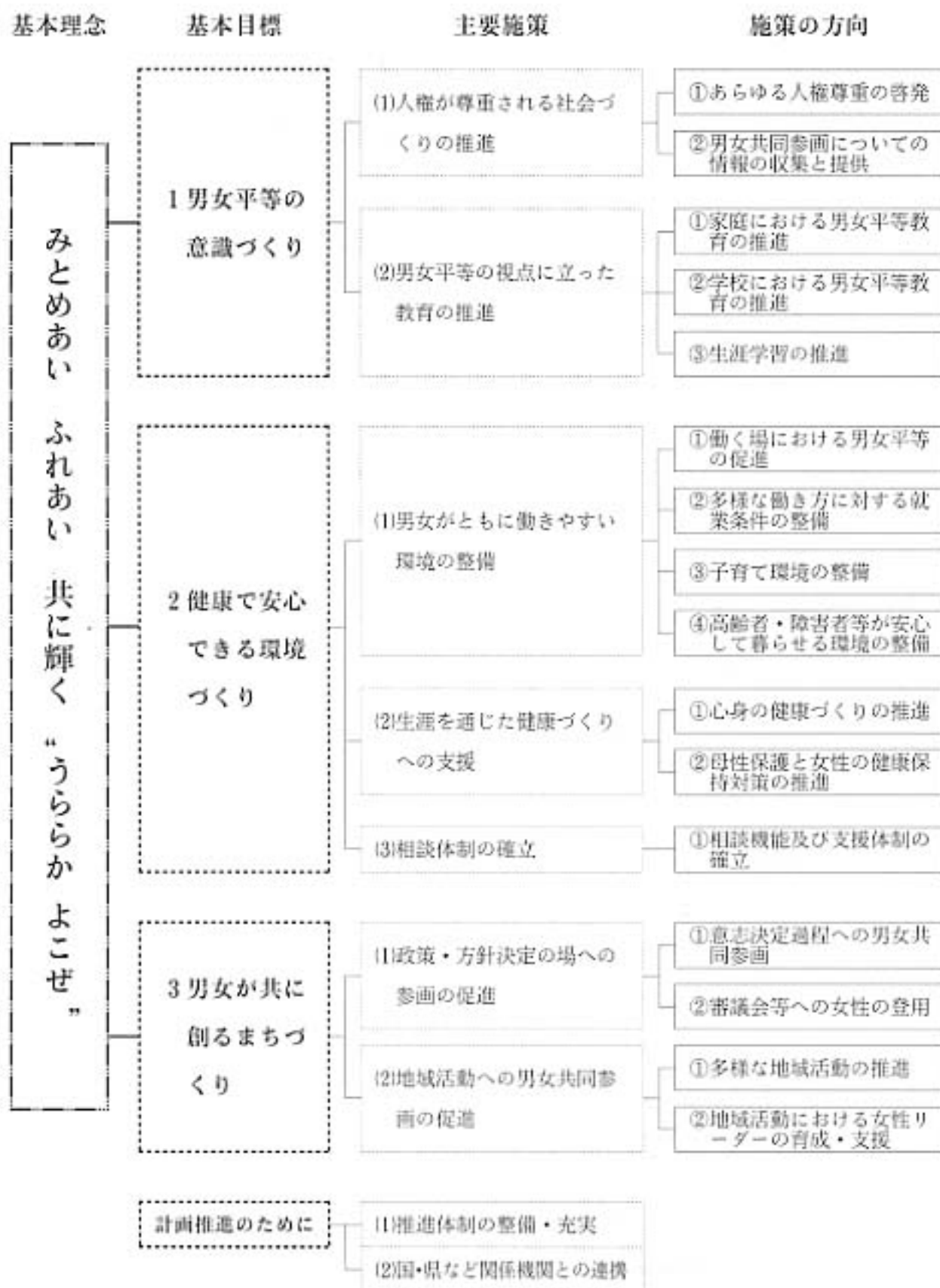
「みとめあい ふれあい 共に輝く “うららか よこぜ”」をめざして、横瀬町男女共同参画プランでは、次の3つを基本目標に掲げます。

- 1 男女平等の意識づくり
- 2 健康で安心できる環境づくり
- 3 男女が共に創るまちづくり

なお、これらの基本目標を達成するために、全庁的な推進体制を整備し、計画の趣旨を各課の事業等に生かしていきます。



3. 計画の体系



第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

基本目標1 男女平等の意識づくり

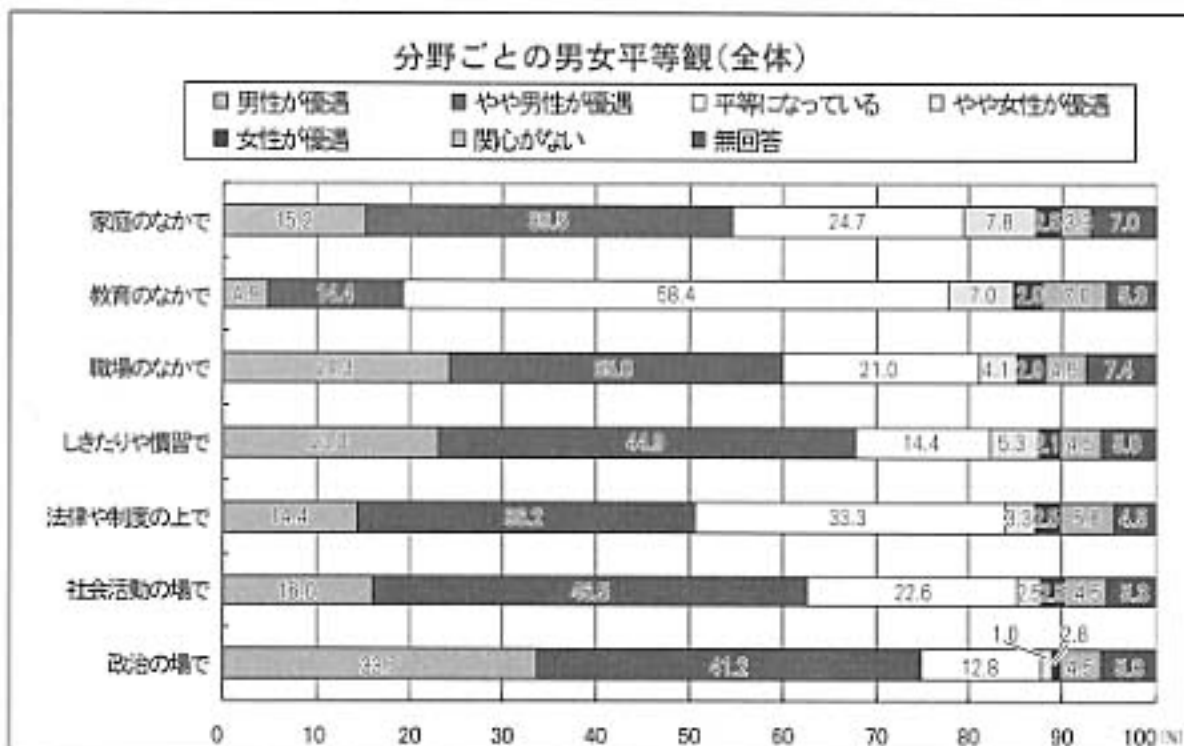
男女共同参画社会*の実現に向けて法律や制度上の整備が図られ、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化してきました。しかし、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識*は、家庭、学校、職場、地域社会の場において、いまだに根強く残っています。

平成16(2004)年12月に行った「男女共同参画に関する住民意識調査」(以下、「住民意識調査」という。)の結果を見ると、男女の平等観について、教育のなかでは平等になっているとする人が過半数を占めていますが、それ以外の分野では、男性が優遇されていると感じている人が多いことがわかります。また、男性の半数以上が「男は仕事、女は家庭」という固定的な意識があります。

このような性別役割分担意識は、男性や女性の社会活動の選択の幅を狭め、自分らしく生きることを困難にさせ、男女共同参画社会の実現を阻む大きな要因となっています。

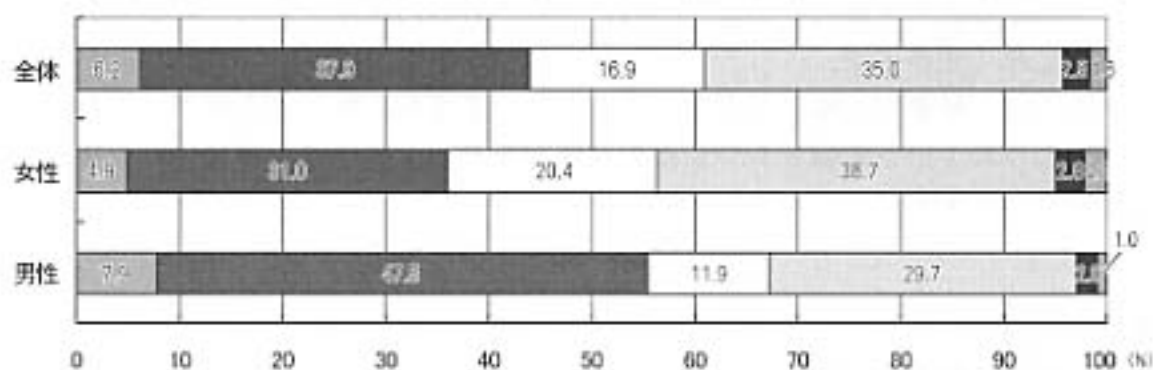
このような状況の中、性別にとらわれず、個性と能力を十分に発揮することができる社会を形成するには、男女それぞれがお互いを尊重する意識を持つ必要があります。

そのためには、固定的性別役割分担が内在した社会制度や慣習を見直すとともに、家庭・学校・職場・地域での教育・学習を充実させ、社会全体に男女平等の意識を醸成していくことが重要です。



「男は仕事、女は家庭」という考え方(全体・性別)

そのとおりだと思う どちらかといえばそう思う どちらかといえばそう思わない
 そう思わない わからない 無回答



(資料：平成16年度 男女共同参画に関する住民意識調査)

*男女共同参画社会

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法に定義されている。

*固定的性別役割分担意識

一般的に「男は仕事、女は家事・育児」というように、男性と女性は始めからその役割が異なり、それぞれにあった生き方があらかじめ決まっているという考え方。

主要施策

(1) 人権が尊重される社会づくりの推進

男女が喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会の形成を図っていくためには、すべての人が平等意識をもつことが重要です。そして、誰もがあらゆる分野において、個性や能力を発揮し生活していくには、互いに尊重しあう人権尊重の精神が基盤となっています。

憲法には、基本的人権の尊重がうたわれていますが、性による差別はこれを侵害するものだという認識をもつことが必要であり、これに伴う啓発活動を積極的に行っていきます。

施策の方向

①あらゆる人権尊重の啓発

すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を有しています。このような認識に立ち、自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重し合うという認識を広めるため、啓発機会を拡充します。

また、ドメスティック・バイオレンス (DV)^{*}やセクシュアル・ハラスメント[®]は、人権の問題であることを徹底していきます。

具体的な取り組み	担当課・所
・人権を尊重する意識の啓発 互いに尊重しあうことの重要性について、人権週間や講演会、人権に関する標語作り等を通して啓発する。	総務課 住民福祉課 教育委員会
・ドメスティック・バイオレンス (DV) を排除する啓発活動の推進 「広報よこせ」等を活用して、暴力は人権侵害であるという意識を徹底させ、ドメスティック・バイオレンス (DV) 防止に向けた広報活動を推進する。	総務課 住民福祉課
・セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発活動の推進 職場をはじめとするあらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止について理解を促進する。	総務課 関係各課

^{*}ドメスティック・バイオレンス (DV)

主に女性への夫やパートナーからの身体的・精神的・性的・経済的な暴力をいう。平成13年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法」が制定された。

④セクシュアル・ハラスメント

主として職場で行われる様々な「性的いやがらせ」。相手の意に反した、性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、また、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させることをいう。地位を利用して性的関係を強要するなどし、拒否に対しては解雇や昇進差別等などの不利益を与える「対価型」、ひわいな話をしたりするなど職場環境を悪化させる「環境型」まで範囲は広い。



②男女共同参画についての情報の収集と提供

男女共同参画の実現の大きな障害になっているものの一つに、性別に基づく固定的役割分担意識があげられます。このような意識による慣行を見直すため、様々な機会をとらえ、情報・資料を収集し、町民に対する情報提供を充実させるとともに、啓発活動を推進していきます。

具体的な取り組み	担当課・所
<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する意識・実態調査の実施 男女共同参画に対する意識・実態をとらえ、各施策に反映させるため、意識・実態調査を行う。	総務課
<ul style="list-style-type: none">・男女共同参画に関する広報活動 男女共同参画に関する情報を広く提供することにより、町民の意識の啓発を進め、男女共同参画社会の実現を目指して、講演会等を開催する。	総務課 教育委員会



主要施策

(2) 男女平等の視点に立った教育の推進

住民意識調査では、男女共同参画社会を形成するために、学校教育で「性別による役割分担意識のない指導」や「人格や性を尊重する教育」が必要とする意見が多くなっています。そのために、学校教育では人権尊重、男女平等意識の高揚を図っていきます。

また、家庭においても幼少から男女の性にとらわれず、個性や能力を発揮して行動できるよう日常生活を通して男女平等の意識を高める教育を推進します。

さらに、様々な分野で男女がともに参画していけるよう、生涯学習の充実を進めます。

施策の方向

① 家庭における男女平等教育の推進

家庭内で男女共同参画を進めることは、子どもたちの意識に大きな影響を与えます。男女が相互の人格を尊重し、相手の立場を理解し助け合うような人間形成を図るための家庭教育について、学習機会の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課・所
・家庭における男女平等意識の醸成 家族の一員として、家庭を築いていくことの重要性について認識するよう、人権尊重を基盤にした男女平等の意識の醸成に努める。	総務課 総合福祉センター
・男女平等の視点に立った家庭教育の学習機会の提供 子育て中の親やこれから親となる方等を対象に、家庭において男女平等の視点が反映されるような家庭教育に関する学習機会を提供する。	総務課 教育委員会 総合福祉センター
・性別役割分担意識の是正を図るための家庭教育の推進 男性の家庭へのかかわりを深めるため、家庭参画を促す講座等を実施し、家庭における固定的な男女の役割分担意識の改善を図る。	総務課 教育委員会 総合福祉センター

②学校における男女平等教育の推進

学校教育では、男女平等の視点に立って人権の尊重、男女平等や男女相互の理解と協力の重要性などについて指導することが求められています。男女平等教育において、自立の意識を育み、お互いが個性と能力を十分発揮できるよう男女平等教育・学習の一層の充実を図ります。

具体的な取り組み	担当課・所
・男女平等意識に基づいた人権教育の推進 人権尊重を基盤にした男女平等観を形成するため、教育学習内容の充実を図る。	教育委員会
・個性や能力を生かした教育の推進 性別にとらわれることなく一人ひとりの個性や能力を発揮し、主体的に行動できる児童生徒の育成を図る。	教育委員会
・男女平等教育に関する教職員研修の充実 ジェンダー*の視点*を持った指導ができるように、教育関係者に対し男女平等教育研修の充実を図る。	教育委員会
・男女平等の視点に立った学校運営 男女平等の考えをもとにした教育内容の充実を図り、全体計画、年間指導計画等へ反映させる。	教育委員会

*ジェンダー

本来の生物学的な性別（セックス）ではなく、男らしさ、女らしさといった、社会的に男（女）はこうあるべきものとされた性別のこと。

*ジェンダーの視点

「社会的性別」（ジェンダー）が性差別、性別による固定的役割分担、偏見等につながっている場合があり、これらが社会的に作られたものであることを意識していこうとするもの。

ジェンダーの視点でとらえられる対象には、性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがあるが、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。

③生涯学習の推進

生涯学習への関心の高まりを男女共同参画に向け、身近な地域の中で浸透させ生涯にわたって推進していくことが必要です。

男女平等意識を高めるための学習機会を提供するとともに、女性問題に関する自主グループの養成やリーダーの育成を推進します。

具体的な取り組み	担当課・所
<ul style="list-style-type: none">・生涯学習における男女平等教育の推進 各種生涯学習の機会を提供するとともに、講座・教室等の内容の充実を図るとともに、町民の自主的な活動への講師派遣等の支援を行う。	総務課 教育委員会
<ul style="list-style-type: none">・女性のエンパワーメント[※]向上への支援 各種女性団体間のネットワーク化を図り、活動が社会的に認められるよう支援する。また、各種研修会等を通じて、女性自身が力をつけることの重要性について理解を促す。	総務課 教育委員会 関係各課

※エンパワーメント

女性が「力をつけること」。女性の可能性を十分に開花させ、多様な選択を可能にすること。そのためには、教育及び職場や意思決定への参画が重要であるとされている。



基本目標 2 健康で安心できる環境づくり

わが国の平均寿命は、世界一の水準となり、出生率の低下傾向とあわせ、少子高齢化時代といわれています。

このような中、育児休業・介護休暇の法制化など職業生活と家庭生活の両立を支援する施策がとられるようになりましたが、依然として、家事・育児・介護の負担を女性が担っている状況があります。

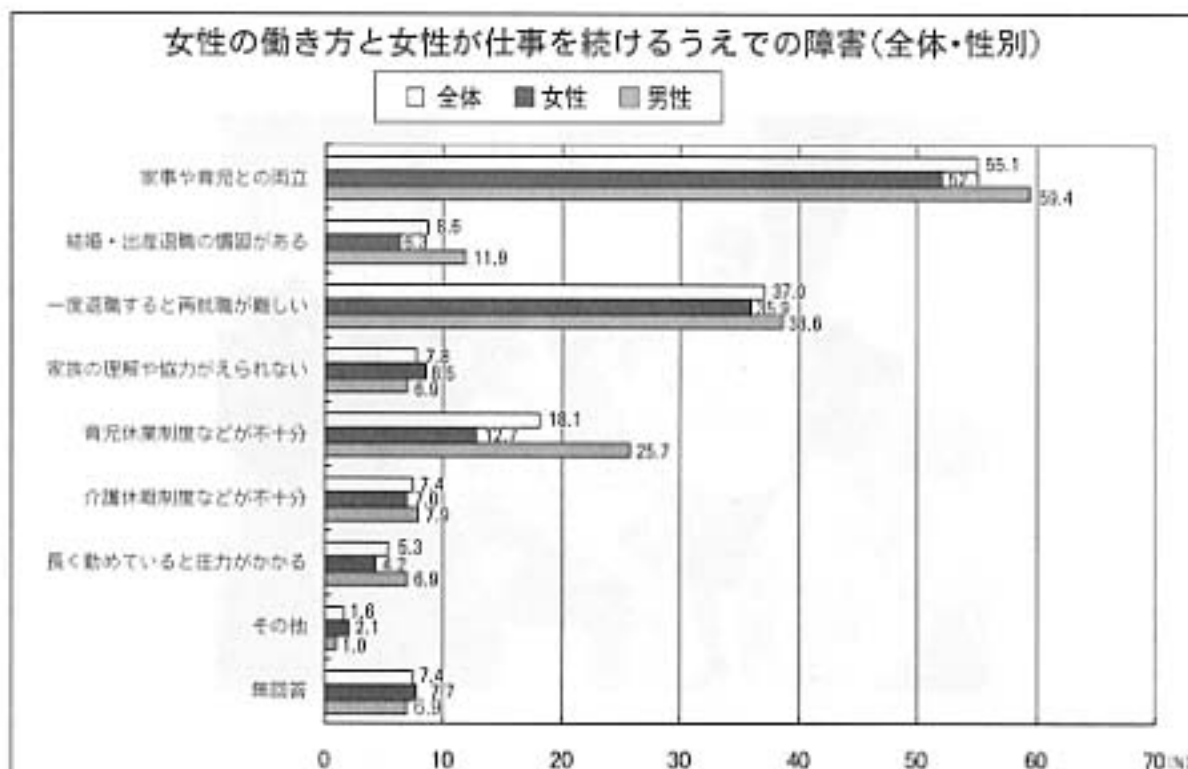
「住民意識調査」の結果を見ると、女性の就労継続の阻害要因として、家事や育児との両立をあげる人が多く、また、町における男女共同参画社会の形成に必要な事項として、施設や介護サービスの充実や子育て支援策の充実をあげている人が多くなっています。

このため、労働条件等を整備し職場環境を改善するとともに、保育や介護サービスの充実を図り、仕事と家庭の両立を支援する体制をつくる必要があります。

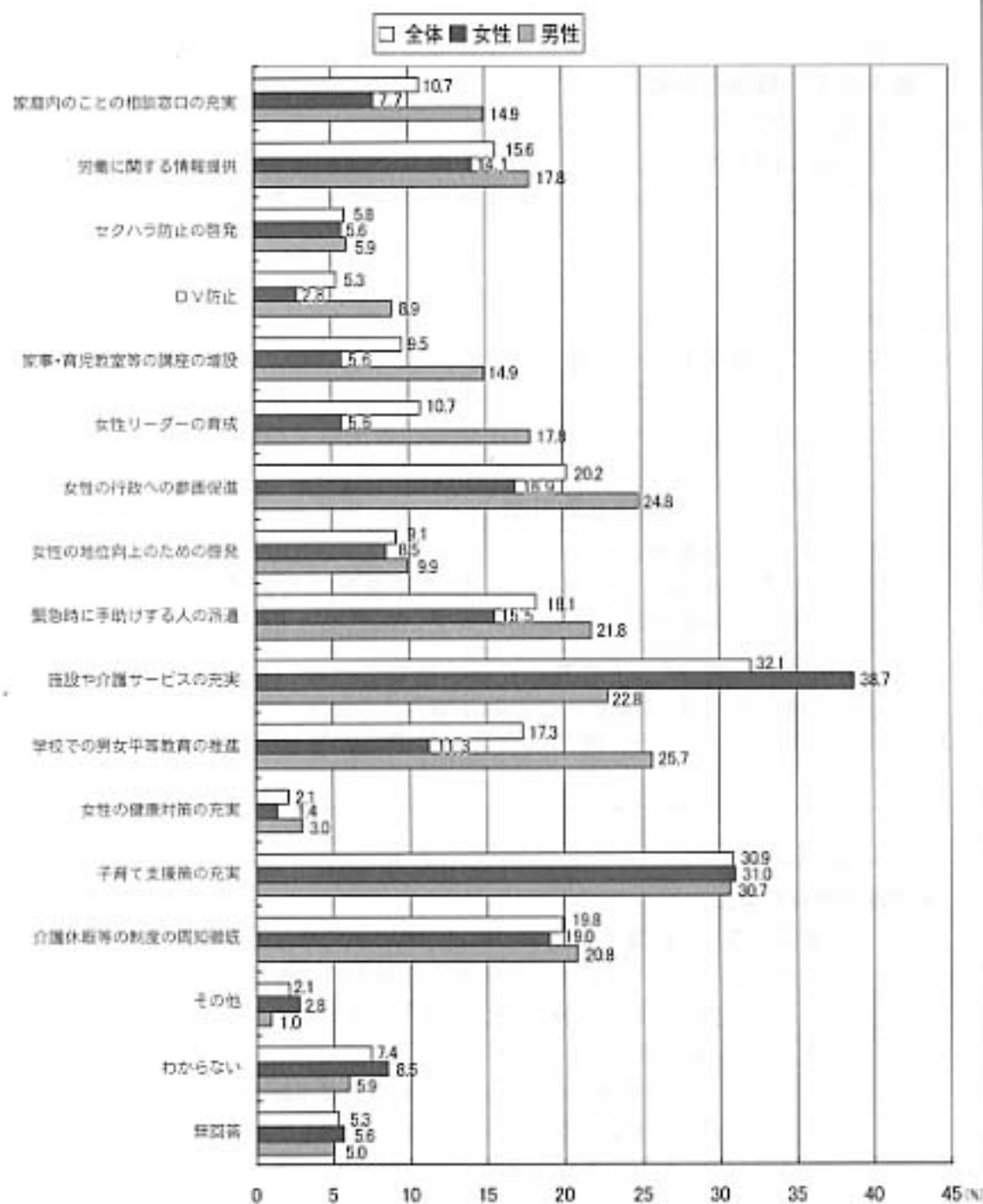
また、社会情勢の変化によりライフスタイルが多様化していく中、共に社会を支える一員として、生涯を通じて心身ともに健康で過ごすことが重要であります。

このようなことから、性別や年齢・障害のあるなしにかかわらず、だれもが健康で社会参画し、充実した生活を送ることができるような支援が必要となっています。

併せて、お互いが健康で自らの能力を最大限に発揮でき、安心して暮らせる社会を実現していくことが必要です。



男女共同参画社会の形成に必要なこと(全体・性別)



(資料：平成16年度 男女共同参画に関する住民意識調査)

主要施策

(1) 男女がともに働きやすい環境の整備

働くことは、人々の経済的生活基盤を支えるうえで必要なことであり、それと同時に働くことによって自己実現が可能になります。男女共同参画社会の実現には、働きやすい環境を整備することが、性別に関係なく個性や能力を発揮できる社会の形成につながるものであります。

仕事と家庭の両立を可能にするため、育児や介護等法制化された制度の実施・普及を促進するとともに、多様な労働条件や就労形態の整備も進めていきます。

施策の方向

①働く場における男女平等の促進

職場における男女の不平等などの問題を解消するよう働きかけるとともに、男女ともに仕事と家庭が両立できるよう法制度等の情報を提供します。

具体的な取り組み	担当課・所
・職場における労働条件の向上 雇用の場の男女平等を進めるよう、町内企業等に女性情報紙等を配布し、就業環境や労働条件向上への理解を促す。	総務課 振興課
・男女雇用機会均等法*など普及のための啓発の促進 男女雇用機会均等法（改正）や労働基準法*（改正）などの法制度の内容を周知させ、雇用機会及び待遇確保等の啓発に努める。	総務課 振興課

*男女雇用機会均等法

女性の募集・採用、配置・昇進などにおける、あらゆる差別をなくすことを目的に「勤労婦人福祉法」（昭和47年制定）を抜本的に改正し、昭和61年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行された。

しかし、施行後11年を経ても依然として男女の採用時の差別、処遇の差別が残っていたため、平成9年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（改正男女雇用機会均等法）として一部改正が成立、平成11年4月から施行された。

*労働基準法

労働契約、賃金、労働時間、災害補償など、労働条件の基準を定めた法律。女性の職域の拡大を図り、男女の均等取扱いを一層促進する観点から女性労働者に対する時間外・休日労働、深夜業の規制を廃止した。

②多様な働き方に対する就業条件の整備

アルバイト・パートタイム・派遣労働等、勤務形態の多様化が顕著になっています。個人のライフスタイルに応じて多様な働き方ができるよう、各種制度の普及・啓発に努めます。

具体的な取り組み	担当課・所
・多様な働き方への意識の啓発 育児・介護休業制度、その他労働条件や社会保険制度などに関する法制度の普及・啓発に努める。	振興課
・農林業、商工業における女性の就労環境の整備と支援 農業や商工業にかかわる女性の労働が適正に評価されるよう、意識改革を進めるとともに、女性が直面している問題の解決に努める。	振興課
・農業における男女共同参画の促進 家族が意欲と生きがいをもって農業に取り組めるよう、家族経営協定*の締結を推進する。	振興課
・再就職・再雇用の促進 女性の再就職の機会を増やすため、職業能力向上のための情報を提供するとともに、再雇用制度の普及・啓発に努める。	振興課

*家族経営協定

家族経営が中心の日本の農業が、魅力ある職業となり、男女を問わず意欲をもって取り組めるようにするためには、経営内において家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できる環境づくりが必要。「家族経営協定」は、これを実現するために、農業経営を担っている世帯員相互間のルールを文書にして取り決めたもの。

③子育て環境の整備

核家族の進展や就労女性の増加・勤務形態の多様化等によって、個別化する保育ニーズに応えた様々な保育形態が必要とされています。子育てを社会全体で支え、子どもが健やかに育つよう子育て環境の整備・充実に努めます。

具体的な取り組み	担当課・所
<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの充実 時間外保育・0歳児保育・障害児保育・一時保育を実施し、保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図る。 	保 育 所
<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育の充実 昼間保護者のいない家庭の児童の健全育成を図るため、学童保育室運営の充実を促進する。 	児 童 館
<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の保健指導の充実 乳幼児健康診査等の指導の充実を図るとともに、発達につまずきのある子どもに対しては、関係機関との連携を図り適切な支援をする。 	総合福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> ・男女で取り組む子育てへの支援 両親を対象にした、育児の知識や技術が身につけられる育児学級を充実させるとともに、地域における乳幼児をもつ母親のグループの活動を支援する。 	教育委員会 総合福祉センター 児 童 館
<ul style="list-style-type: none"> ・地域で子育てをする環境の推進 地域における子育て支援体制を充実させるため、リーダーとなる人材及び、子育てサークルの育成に努める。 	教育委員会 総合福祉センター 児 童 館
<ul style="list-style-type: none"> ・「横瀬町エンゼルプラン」及び「よこせ地域子ども育成プラン」の推進 子どもを安心して産み育てられる子育て環境の総合的整備を進める。 	住民福祉課

④高齢者・障害者等が安心して暮らせる環境の整備

介護を社会全体で支援するための在宅保健福祉サービスの充実を図るとともに、高齢者や障害者、社会的支援を必要とする人が安心して生活が続けられるよう、総合的な支援をしていきます。

具体的な取り組み	担当課・所
<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援事業の充実 「横瀬町高齢者保健福祉計画」などに基づき、介護支援の充実を図る。 	住民福祉課 総合福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> ・在宅保健福祉サービスの充実 高齢者や障害者、社会的支援を必要とする人の地域包括支援センターを充実させるとともに、適切な支援が受けられるような在宅保健福祉サービスを実施する。 	住民福祉課 総合福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> ・横瀬町障害者福祉計画の推進 ノーマライゼーション[*]の理念に基づき、高齢者や障害者が、地域で安心して生活できるよう「横瀬町障害者福祉計画」を推進する。 	住民福祉課 総合福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> ・男女で支える介護の促進 介護の負担が要介護者の家族やとりわけ女性だけが負担することのないよう、介護に関する基礎的な知識を習得するための学習機会の拡充を図る。 	住民福祉課 総合福祉センター
<ul style="list-style-type: none"> ・多様な形態の家族への支援の充実 ひとり親家庭等の児童の健全育成のため、援助体制の充実を促進する。 	住民福祉課 教育委員会

^{*}ノーマライゼーション

障害者や高齢者などを特別視したり、特別扱いをするのではなく、あるがままの姿で他の人々と同等な生活を享受できるようにするという考え方や方法。

主要施策

(2) 生涯を通じた健康づくりへの支援

男女が地域でいきいきとした生活をおくるためには、生涯にわたっての健康の確保が必要です。生活習慣など健康に対する自己管理が重要視されるなか、各年代、性別に応じた健康診査等の充実を図ります。特に女性は、妊娠・出産を経て更年期へと変化するため、女性の視点に立った健康の維持・増進を支援していきます。

施策の方向

①心身の健康づくりの推進

男女が心身ともに健康に過ごすための知識・情報を提供し、自らの健康を維持・増進していくための総合的な健康づくり支援策を推進します。

具体的な取り組み	担当課・所
・健康診査事業の充実 各種健康診査の充実に努め、疾病の予防及び早期発見・早期治療の促進を図る。	住民福祉課 総合福祉センター
・生涯にわたる健康づくりへの支援 健康づくりを推進するため、生活習慣病予防講座等の充実を図るとともに、体力づくりに向けて各種スポーツ教室を開催する。	住民福祉課 教育委員会 総合福祉センター



②母性保護と女性の健康保持対策の推進

男女共同参画社会の実現には、女性が心身ともに健康であることが大切です。女性の健康を保障しようというリプロダクティブ・ヘルス/ライツ[※]（性と生殖に関する健康と権利）という考えに基づき、母体の社会的機能を認識し、社会全体での配慮が必要です。

また、母子保健事業の総合的な推進を図り、母子の健康の向上に努めます。

具体的な取り組み	担当課・所
・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の尊重 女性特有の妊娠・出産の機能に関する重要性を理解するための学習機会を提供し、相談事業の充実を図る。	総合福祉センター
・母子保健の充実 横瀬町母子保健計画に基づき、妊娠・出産・育児の一貫した母子保健サービスの充実に努める。	総合福祉センター

※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

いつ、何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ権利などが含まれている。男女がひとりの人間として、自分の体と性と生殖に関することについて自己決定を行い、健康を享受することを尊重するという考え方。



主要施策

(3) 相談体制の確立

様々な悩みや不安の解消を図るため、ライフステージに応じた相談事業の充実に努めます。

また、暴力や子どもに対する性的虐待は、人権を侵害するものであり男女共同参画の推進を阻害する重大な問題です。このような暴力等に対して安心して被害を訴えることができる環境づくりが必要です。

施策の方向

①相談機能及び支援体制の確立

様々な相談に応じる支援体制を確立するとともに、相談業務の整備と事業の充実に努めます。

具体的な取り組み	担当課・所
<ul style="list-style-type: none">・各種相談事業・体制の充実 育児上の不安や悩み、中高齢者等の心と身体に関する悩み、その他、生活や心配ごとに関する相談体制の整備を図り、在宅介護等に関する相談事業の充実に努めます。	住民福祉課 総合福祉センター 保育所
<ul style="list-style-type: none">・暴力による被害者の救済体制の整備 被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、関係機関と連携し暴力等に対処するための体制を整備する。	総務課 住民福祉課
<ul style="list-style-type: none">・他相談機関の活用と連携 民生・児童委員や関係機関等の機能を活用し、連携を強化する。	総務課 住民福祉課 教育委員会

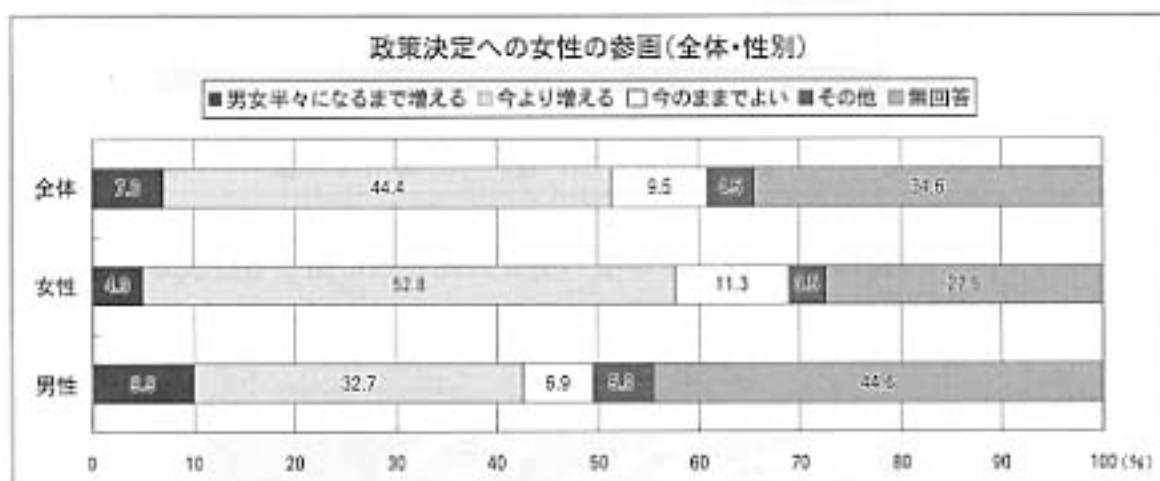
基本目標3 男女が共に創るまちづくり

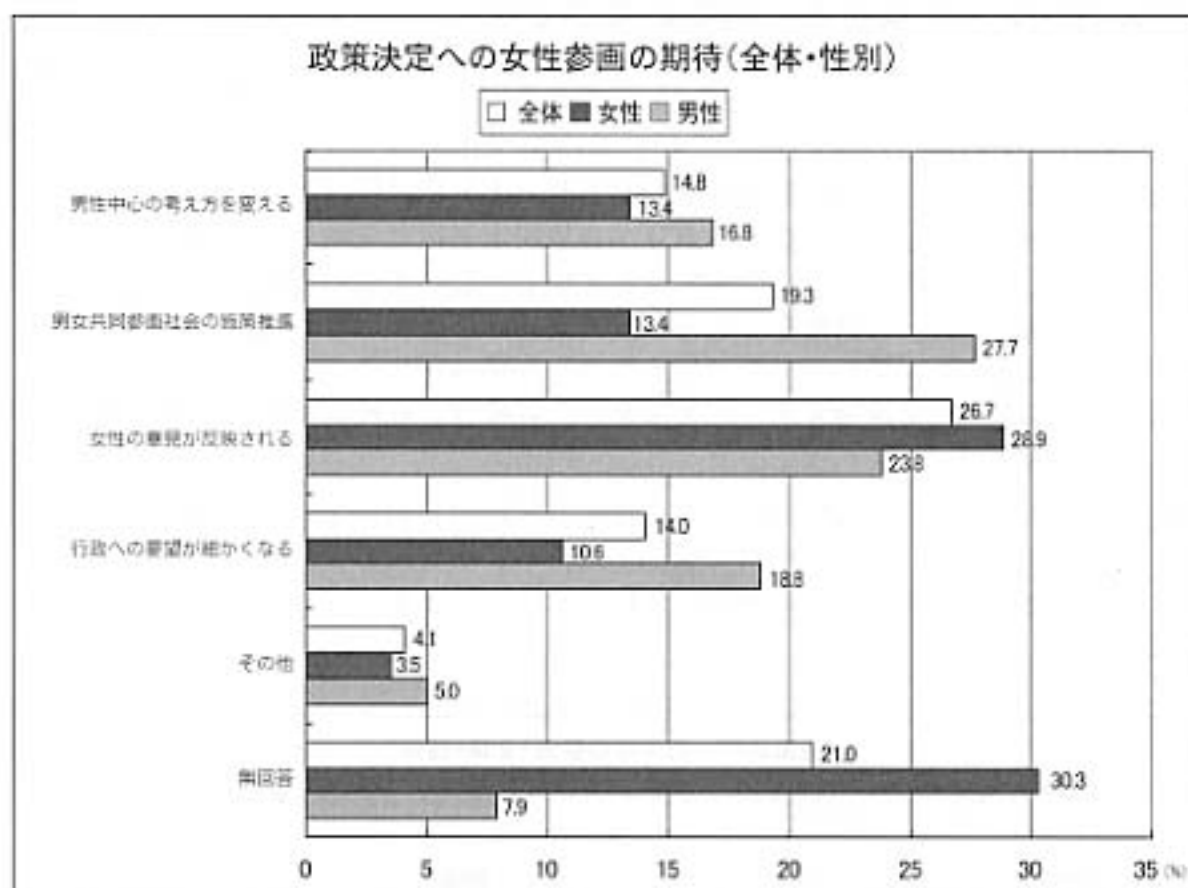
男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる場で男女が平等に参画してまちづくりを進めることが大切です。

近年、女性の自立意識や就業意欲の高まりとともに、社会で活躍する女性が増えてきています。しかし、女性の意見が意思決定過程に反映したり、指導的立場に参画したりすることが、十分達成されているとはいえない現状です。

「住民意識調査」の結果を見ると、政策決定への女性の参画は、全体の4割以上が今より増えると考え、参画が増えることで期待することでは、男性は、男女共同参画社会の施策推進をあげる人が多く、女性は、女性の意見が反映されると答えた人が多くなっています。

このように、社会の構成員の半分を占める女性の意思があらゆる分野に反映され、だれもが性別にかかわらず個性を発揮し、かつ協力し合える、バランスのとれた社会を構築するための基盤が急務となっています。





(資料：平成16年度 男女共同参画に関する住民意識調査)



主要施策

(1) 政策・方針決定の場への参画の促進

男女共同参画社会の形成を図るためには、あらゆる分野での政策・方針決定の場へも女性が男性とともに参画し、女性の意見を反映させる必要があります。

男女が共に個々の能力を発揮できるような職場環境の形成に努めます。

施策の方向

①意思決定過程への男女共同参画

積極的に公募制度を促進し、多様なニーズをまちづくりに反映していきます。また、能力に応じた女性職員の管理職への登用と、職員の能力開発と意識改革を促します。

具体的な取り組み	担当課・所
<ul style="list-style-type: none">・公募制度の促進 政策・方針決定過程への男女比のアンバランスを解消し、多様な町民ニーズを反映させるため、公募制度を促進する。	総務課 関係各課
<ul style="list-style-type: none">・女性の管理職の登用促進と職域の拡大 女性職員が特定の職場や職域に偏ることなく、幅広い分野で能力を生かすため、管理職への登用や職域の拡大を促進する。	総務課

②審議会等への女性の登用

町が設置する委員会や審議会等において、女性委員ゼロの解消をめざし行政への女性の参画を促します。

具体的な取り組み	担当課・所
<ul style="list-style-type: none">・各種委員会・審議会への女性の積極的な登用促進 政策・方針決定の場に女性の登用を促進し、登用率の向上を図る。	総務課 関係各課

主要施策

(2) 地域活動への男女共同参画の促進

行政と町民が協働しながら、お互いの役割を担い、まちづくりを進めていくことが求められています。自治会や自主活動グループ、ボランティア活動などあらゆる地域活動の中でのジェンダー意識を見直すとともに、男女平等の意識づくりを促進します。

施策の方向

①多様な地域活動の推進

住みよい町をつかっていくには、男女共同参画による様々なまちづくり活動を展開していかなければなりません。さらに、地域活動のリーダーや各種団体の長は、男性が望ましいというようなジェンダー意識は男女共同参画社会の実現の妨げとなります。このような意識を見直すため啓発活動を行い、地域社会での男女共同参画を促進します。

具体的な取り組み	担当課・所
・地域社会での男女平等意識づくり ジェンダー意識を見直すよう啓発活動を行い、地域社会での男女平等意識の浸透を促す。	総務課 関係各課
・地域活動への参加・参画* 地域活動への男女共同参画を促進するため、様々な機会を捉え啓発する。	総務課 関係各課

*参加・参画

「参加」は仲間に加わることをいう。

「参画」は単に参加しているだけではなく、一步進んで、積極的、主体的に参加するという意味でとらえている。

狭義には、企画や決定にかかわり、意見を反映させていくという意味。

②地域活動における女性リーダーの育成・支援

女性の社会参画を促進するため、女性のエンパワーメントを進め、女性リーダーの育成に努めるとともに、女性の地域活動をより活発にしていくため、各種女性団体の活動を支援します。

具体的な取り組み	担当課・所
・女性リーダーの人材育成 まちづくりや地域活動を進めるうえで必要なリーダー的人材の育成を推進する。	総務課 関係各課
・各種女性団体等の育成と支援 地域活動に取り組む各種女性団体等の育成に努め支援する。	総務課 関係各課



第4章 計画推進のために

第4章 計画推進のために

男女共同参画にかかわる施策は広範囲にわたっており、この計画の推進にあたっては、行政の取り組みはもとより、町民、団体、企業などの理解と協力が不可欠です。

町民と行政が一体となって男女共同参画社会づくりを推進するための体制を整備します。

主要施策

(1) 推進体制の整備・充実

計画の推進にあたっては、計画の実効性を高めるため横瀬町男女共同参画庁内推進会議を中心に総合調整機能を強化し、全庁的な施策推進体制を充実します。

また、町民で組織される推進体制の設置を促進します。

施策の方向

① 庁内推進体制の充実

全庁的に本計画の趣旨を浸透させ、各施策を総合的に進めるため、横瀬町男女共同参画庁内推進会議を中心に各課の連携と調整を図りながら全庁的な取り組みに努める。

② 計画推進のための町民組織の設置

地域の中に計画の趣旨を浸透させ、推進していくための町民懇談会組織等を設置する。

主要施策

(2) 国・県など関係機関との連携

国や県等関係機関との連携を密にし、情報交流を円滑にする。また、必要な事項については、国・県への働きかけを行うとともに、関係機関との連携を強化します。

施策の方向

① 国・県など関係機関との連携

国・県や近隣市町村が主催する研修会やフォーラムなどに積極的に参加する。

② 国・県への要請

国や県に必要事項を要請する。

資料

計画策定の経過

年 月 日	会 議 の 名 称 ・ 内 容
平成16年12月6～21日	「男女共同参画に関する住民意識調査」実施
平成17年3月31日	「男女共同参画に関する住民意識調査」結果報告
平成17年7月1日	横瀬町男女共同参画庁内推進会議委員委嘱
平成17年7月28日	第1回 横瀬町男女共同参画庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画計画の策定について ・男女共同参画プラン策定までのフローについて ・「男女共同参画に関する住民意識調査」の報告について
平成17年8月30日	第2回 横瀬町男女共同参画庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、基本目標、主要施策について
平成17年9月8日	第3回 横瀬町男女共同参画庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念、施策の方向について ・計画の概要及び基本的な考え方について
平成17年9月28日	第4回 横瀬町男女共同参画庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・施策の展開について
平成17年10月3日	第1回 横瀬町男女共同参画懇話会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・懇話会設置について ・今後の取り組みについて ・「男女共同参画に関する住民意識調査」の報告について ・横瀬町男女共同参画プランについて
平成17年2月3日	第5回 横瀬町男女共同参画庁内推進会議 <ul style="list-style-type: none"> ・施策の展開・計画の推進について
平成17年2月28日	第2回 横瀬町男女共同参画懇話会会議 <ul style="list-style-type: none"> ・横瀬町男女共同参画プランについて
平成17年3月9日	横瀬町男女共同参画懇話会から町長へ提言書提出

平成18年 3 月 9 日

横瀬町長 加藤 嘉郎 様

横瀬町男女共同参画懇話会
会長 若林 スミ子

横瀬町男女共同参画プランに関する提言書

横瀬町男女共同参画懇話会では、「横瀬町男女共同参画プラン（案）」について、検討資料として示された男女共同参画に関する住民意識調査結果報告書や国県及び他市町村の状況、横瀬町を取り巻く現状などを基に、積極的に意見交換を行いました。

つきましては、横瀬町男女共同参画懇話会設置要綱第2条の規定に基づき下記のとおり提言いたします。

記

1. 計画の基本的な考え方について

現在、経済をはじめ社会環境が多様に変化してきています。このような中、社会のあらゆる分野で男女を問わず、個人がその能力を十分発揮でき、男女がともに責任を担い、そして、共に支えあい、男女が対等に参画できる社会の実現が望まれています。

しかし、依然として人々の意識や社会慣行は、固定的役割分担意識に基づくものが根強く残っている現状にあります。このため、お互いの人権を尊重し、真の男女平等を目指すプランとすることを望みます。

また、特に町の地域性を十分考慮し、町民が安心して暮らせることにつながるよう、計画の推進に努力してください。

2. 基本目標について

(1) 男女平等の意識づくり

- ・子どもの頃から、男女平等が浸透するよう、家庭や学校における男女平等教育を望みます。
- ・女性が地域や社会に参画するために、周囲の意識の高揚を十分図り、共通の認識を持つ必要があります。

(2) 健康で安心できる環境づくり

- ・女性への負担が多い、育児や介護を支援するためのサービスの充実を望みます。
- ・男女ともに、仕事と家庭を両立できる環境づくりを目指す必要があります。
- ・法律や制度が整備されても、利用しづらい職場内環境がその制度等の普及や定着を阻んでいる傾向にあるため、職場環境の意識改革を促すよう望みます。
- ・女性の雇用環境は厳しい状況下にあります。女性自身の仕事に対する意欲の向上を促すよう望みます。
- ・子どもを健やかに育てることができる環境は、安心して暮らせるまちづくりにつながります。男女が協力して子育てができる保育環境の整備を望みます。

(3) 男女が共に創るまちづくり

- ・女性が地域や社会に参画するために、女性の自立を促すことが必要であります。
- ・男女が共にいきいきと暮らせるまちづくりの実現のために、男女の参画を促進するよう積極的な啓発を望みます。

3. 計画推進のために

計画の策定は、横瀬町における男女共同参画社会に向けた取り組みの第1歩であります。計画の実施にあたっては、効果的に各種施策を推進し、社会情勢の変化に応じてプランの見直しを図られるよう望みます。

横瀬町男女共同参画懇話会設置要綱

(設置)

第1条 横瀬町における男女共同参画社会実現のため、横瀬町男女共同参画プラン(以下「プラン」という。)の策定に向け、広く町民の意見を聴取し、地域に根ざした総合的な施策の推進を図るため、横瀬町男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(職務)

第2条 懇話会は、プランの策定に必要な事項について意見を交換し、その結果を町長に提言するものとする。

(組織)

第3条 懇話会は、委員12人以内をもって組織し、町長が委員を委嘱する。

2 町長は委嘱に当たり、一般公募による委員の登用に努めるものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、プランの策定が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

(関係者の出席)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、自治交流課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

横瀬町男女共同参画懇話会委員名簿

	氏 名	選 出 区 分
会 長	若 林 スミ子	横瀬町議会議員・横瀬中学校PTA会長
副会長	黒 澤 清 治	横瀬町区長会会長
委 員	藤 澤 治 美	横瀬町議会議員
”	坂 本 幸 子	横瀬町教育委員会委員長代理
”	茂 木 セツ子	横瀬町民生委員・児童委員協議会副会長
”	小 林 和 子	横瀬町母子愛育会会長
”	町 田 スズヨ	横瀬町婦人会会長
”	若 林 俊 明	横瀬小学校PTA会長
”	橋 本 健一郎	芦ヶ久保小学校PTA会長
”	川 端 貴 雄	横瀬保育所保護者会会長
”	若 林 定 之	横瀬町観光協会副会長(DY部会)
”	鳥 田 恭 子	一般公募

横瀬町男女共同参画庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条 横瀬町における男女共同参画社会を構築するための施策について、関係課所等相互の連絡調整を行い、総合的かつ効果的に推進するため、横瀬町男女共同参画庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画プランの策定に関する事。
- (2) 男女共同参画の総合的推進に関する事。
- (3) 男女共同参画について関係課所等との連絡調整に関する事。
- (4) 男女共同参画についての調査研究に関する事。
- (5) その他男女共同参画の推進に関し必要と認められる事。

(組織)

第3条 庁内推進会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、助役の職をもって充てる。

3 委員は、自治交流課長及び次の表に掲げる課所等に所属する課長補佐、主査、主任の職にある者の中から町長が任命する。

課所等名	総務課・税務課・住民福祉課・総合福祉センター 保育所・振興課・建設課・都市整備課・出納室 水道課・議会事務局・教育委員会
------	--

4 庁内推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、自治交流課長がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係職員を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 庁内推進会議の庶務は、自治交流課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

横瀬町男女共同参画庁内推進会議委員名簿

	氏 名	課 所 名
会 長	村 越 文 雄	
委 員	浅 見 俊 孝	自治交流課
”	坂 本 美奈子	総務課
”	荒 船 朋 子	税務課
”	水 上 陽 子	住民福祉課
”	原 恵 子	総合福祉センター
”	高 橋 昌 子	保育所
”	荒 船 一 枝	振興課
”	島 田 伸 子	建設課
”	宮 前 幸 恵	都市整備課
”	大 野 まり子	出納室
”	久 古 武	水道課
”	柳 原 美 晴	議会事務局
”	山 中 正 広	教育委員会
庶 務	大 場 玲 子	自治交流課

関係法令・条例

- ・ 日本国憲法（抄） 48
- ・ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 48
- ・ 男女共同参画社会基本法 56
- ・ 埼玉県男女共同参画推進条例 60
- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 64
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（抄）
..... 69
- ・ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）
..... 72

日本国憲法（抄）

（昭和21年11月3日 公布
昭和22年5月3日 施行）

（基本的人権の享有）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（法の下での平等）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。
〔2、3項 略〕

（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

（1979年（昭和54年）国際連合採択
1981年（昭和56年）発効）

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないこと

を憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく差別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべて

の刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。
- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び教育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての

適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施

設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇

用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実に促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
 - 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、

保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別な問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自動的集団及び協同組合を組織する権利

(f) あらゆる地域活動に参加する権利

(g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、

特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部 第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の

資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見

がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規定に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法

(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成

の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律代102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

埼玉県男女共同参画推進条例

(平成12年3月24日公布)

埼玉県条例第12号)

個人の尊重と法の下での平等は日本国憲法にうたわれており、男女の平等の実現については、国際婦人年以來、国際連合が「平等・開発・平和」の目標を掲げ、各国が連帯して取り組んでいる。

また、あらゆる分野における女性に対する差別の解消を目指して、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸に男女平等のための取組が積極的に展開され、国内及び県内においても進められてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、真の男女平等の達成には多くの課題が残されている。

一方、現在の経済・社会環境は、急激な少子・高齢化の進展をはじめ、情報化、国際化など多様な変化が生じている。

特に、埼玉県においては、核家族世帯率が高く、女性の労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があり、また、男性は通勤時間が長く、家事・育児・介護等の家庭生活における参画が必ずしも十分ではない。

こうした現状を踏まえ、豊かで安心できる社会を築いていくためには、男女が、社会的文化的に形成された性別の概念にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる男女共同参画社会の実現が重要である。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで活力ある21世紀の埼玉を築くため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の

責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、県における政策又

は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び社会生活における活動に対等に参画することができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的な協力の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置付け、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、市町村、事業者及び県民と連携して取り組むものとする。

3 県は、第一項に規定する施策を総合的に企画し、調整し、及び推進するために必要な体制を整備するとともに、財政上の措置等を講ずるように努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野に、自ら積極的に参画するとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、女性に対する暴力を行ってはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力等を助長し、及び連想させる表現並びに過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

(県の施策等)

第9条 県は、本県の特性を踏まえ、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策等を行うものとする。

一 男女が共に家庭生活及び職業生活を両立することができるように、その支援を行うように努めること。

二 広報活動等の充実により、男女共同参画に関する事業者及び県民の理解を深めるとともに、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、男女共同参画を促進するための措置を講ずるように努めること。

三 あらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合、事業者及び県民と協力し、積極的格差是正措置が講ぜられるように努めること。

四 審議会等における委員を委嘱し、又は任命する場合においては、積極的格差是正措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図ること。

五 女性に対する暴力及びセクシュアル・ハラスメントの防止に努め、並びにこれらの被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うように努めること。

六 男女共同参画の取組を普及させるため、当該取組を積極的に行っている事業者の表彰等を行うこと。

七 民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動に資するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずること。

八 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての調査研究を行うこと。

(埼玉県男女共同参画審議会)

第10条 埼玉県男女共同参画審議会(第12条第3項において「審議会」という。)は、男女共同参画の推進に資するために、次に掲げる事務を行う。

一 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。

二 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ、調査し、及び知事に意見を述べること。

(総合的な拠点施設の設置)

第11条 県は、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施し、並びに県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

(基本計画の策定)

第12条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、県民の意見を聴くとともに、審議会に諮問しなければならない。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(苦情の処理)

第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者(次項において「県民等」という。)からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。

- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

(年次報告)

第14条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第13条の規定は、同年10月1日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成13年法律第31号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者（配偶者からの暴力を受けた後婚姻を解消した者であって、当該配偶者であった者から引き続き生命又は身体に危害を受けるおそれがある者を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護する責務を有する。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者（被害者に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた者を含む。以下この章及び第七条において同じ。）の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号及び第5条において同じ。）の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、情報の提供その他の援助を行うこと。

五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供その他の援助を行うこと。

3 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、

必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第2項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの

暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所等の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者が更なる配偶者からの暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいすることを禁止すること。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二週間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること。

(管轄裁判所)

第11条 前条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立てに係る事件(以下「保護命令事件」という。)は、相手方の住所

(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 保護命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 保護命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの暴力を受けた状況
- 二 更なる配偶者からの暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる事情
- 三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は都道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長)に通知するものとする。
- 4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判所に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取り消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 5 前条第3項の規定は、第3項の場合及び抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、第10条第一号に掲げる事項に係る保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。同号に掲げる事項に係る保護命令が効力を生じた日から起算して三月が経過した場合において、当該保護命令を受けた者が申し立て、当該裁判所が当該保護命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 第15条第3項の規定は、前項の場合について準用する。

(保護命令の再度の申立て)

第18条 保護命令が発せられた場合には、当該保護命令の申立ての理由となった配偶者からの暴力と同一の事実を理由とする再度の申立ては、第10条第一号に掲げる事項に係る保護命令に限り、することができる。

- 2 再度の申立てをする場合においては、申立書には、当該申立てをする時における第12条第1項第二号の事情に関する申立人の供述を記載した書面で公証人法第58条ノ2第1項の

認証を受けたものを添付しなければならない。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項及び第18条第2項の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。この場合において、配偶者からの心身に有害な影響を及ぼす言動が、配偶者からの暴力と同様に許されないものであることについても理解を深めるよう配慮するものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第2項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- 二 第3条第2項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5位内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの申立てに係る保護命令事件に関する第12条第1項第三号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第4条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の一部を次のように改正する。別表第一の一六の項中「非訟事件手続法の規定により裁判を求める申立て」の下に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律(平成13年法律第31号)第10条の規定による申立て」を加え、同表の一七の項ホ中「第27条第8項の規定による申立て」の下に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第16条第3項若しくは第17条第1項の規定による申立て」を加える。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(抄)

(昭和47年法律第113号)

(目的)

第1条 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

(基本的理念)

第2条 この法律においては、女性労働者が性別により差別されることなく、かつ、母性を尊重されつつ充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従って、女性労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

(啓発活動)

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(募集及び採用)

第5条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女性に対して男性と均等な機会を与えなければならない。

(配置、昇進及び教育訓練)

第6条 事業主は、労働者の配置、昇進及び教育訓練について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(福利厚生)

第7条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であって厚生労働省令で定めるものについて、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第8条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女性労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条第1項若しくは第2項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(女性労働者に係る措置に関する特例)

第9条 第5条から前条までの規定は、事業主が、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的として女性労働者に関する措置を講ずることを妨げるものではない。

(苦情の自主的解決)

第11条 事業主は、第6条から第8条までの規定に定める事項に関し、女性労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関(事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。)に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

(紛争の解決と援助)

第12条 都道府県労働局長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で厚生労働省令で定めるものについての女性労働者と事業主(以下「関係当事者」

という。)との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 事業主は、女性労働者が前項の援助を求めたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(調停の委任)

第13条 都道府県労働局長は、前条第1項に規定する紛争(第5条に定める事項についての紛争を除く。)について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があった場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるときは、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

2 前条第2項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

第二節 機会均等調停委員会

(設置)

第14条 都道府県労働局に、機会均等調停委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条第1項の調停(以下この節において「調停」という。)を行う機関とする。

(組織)

第15条 委員会は、委員三人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(調停)

第16条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第17条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第18条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(厚生労働省令への委任)

第19条 この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手續に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第20条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

- 一 その雇用する女性労働者の配置その他雇用に関する状況の分析
- 二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となっている事情を改善するに当たって必要となる措置に関する計画の作成
- 三 前号の計画で定める措置の実施
- 四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮)

第21条 事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針(次

項において「指針」という。)を定めるものとする。

- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

第22条 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、その雇用する女性労働者が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるようにしなければならない。

第23条 事業主は、その雇用する女性労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならない。

- 2 厚生労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針(事項において「指針」という。)を定めるものとする。
- 3 第4条第4項及び第5項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第4項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第25条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

- 2 前項に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(公表)

第26条 厚生労働大臣は、第5条から第8条ま

での規定に違反している事業主に対し、前条第1項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（抄）

（平成3年 法律第76号）

（目的）

第1条 この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 育児休業 労働者（日々雇用される者及び期間を定めて雇用される者を除く。以下この条及び第5条から第18条までにおいて同じ。）が、第2章に定めるところにより、その1歳に満たない子を養育するためにする休業をいう。
- 二 介護休業 労働者が、第3章に定めるところにより、その要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業をいう。
- 三 要介護状態 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、労働省令で定める期間にわたり常時介護を必要とする状態をいう。
- 四 対象家族 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号及び第52条第3項（同条第6項において準用する場合を含む。）において同じ。）、父母及び子（これらの者に準ずる者として労働省令で定めるものを含む。）並びに配偶者の父母をいう。

五 家族 対象家族その他労働省令で定める親族をいう。

(基本的理念)

- 第3条** この法律の規定による子の養育又は家族の介護を行う労働者等の福祉の増進は、これらの者がそれぞれ職業生活の全期間を通じてその能力を有効に発揮して充実した職業生活を営むとともに、育児又は介護について家族の一員としての役割を円滑に果たすことができるようにすることをその本旨とする。
- 2 子の養育又は家族の介護を行うための休業をする労働者は、その休業後における就業を円滑に行うことができるよう必要な努力をするようにしなければならない。

(関係者の責務)

- 第4条** 事業主並びに国及び地方公共団体は、前条に規定する基本的理念に従って、子の養育又は家族の介護を行う労働者(第5章において「対象労働者」という。)等の福祉を増進するように努めなければならない。

(育児休業の申出)

- 第5条** 労働者は、その事業主に申し出ることにより、育児休業をすることができる。ただし、育児休業をしたことがある労働者は、当該育児休業を開始した日に養育していた子については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

[2項 略]

(育児休業申出があった場合における事業主の義務等)

- 第6条** 事業主は、労働者からの育児休業申出があったときは、当該育児休業申出を拒むことができない。ただし、当該事業主と当該労働者が雇用される事業所の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、その事業所の労働者の過半数で組織する労働組合がないときはその労働者の過半数を代表

する者との書面による協定で、次に掲げる労働者のうち育児休業をすることができないものとして定められた労働者に該当する労働者からの育児休業申出があった場合は、この限りでない。

- 一 当該事業主に引き続き雇用された期間が1年に満たない労働者
 - 二 労働者の配偶者で当該育児休業申出に係る子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして労働省令で定める者に該当する場合における当該労働者
 - 三 前二号に掲げるもののほか、育児休業をすることができないこととするについて合理的な理由があると認められる労働者として労働省令で定めるもの
- 2 前項ただし書の場合において、事業主にその育児休業申出を拒まれた労働者は、前条第1項本文の規定にかかわらず、育児休業をすることができない。

[3項 略]

(育児休業期間)

- 第9条** 育児休業申出をした労働者がその期間中は育児休業をすることができる期間(次項及び第15条第3項第二号において「育児休業期間」という。)は、育児休業開始予定とされた日から育児休業終了予定日とされた日(第7条第3項の規定により当該育児休業終了予定日に変更された場合にあつては、その変更後の育児休業終了予定日とされた日。次項において同じ。)までの間とする。

[2、3項 略]

(解雇の制限)

- 第10条** 事業主は、労働者が育児休業申出をし、又は育児休業をしたことを理由として、当該労働者を解雇することができない。

(介護休業の申出)

- 第11条** 労働者は、その事業主に申し出ることにより、介護休業をすることができる。ただ

し、介護休業をしたことがある労働者は、当該介護休業を開始した日に介護していた対象家族については、労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該申出をすることができない。

〔2項 略〕

（介護休業申出があった場合における事業主の義務等）

第12条 事業主は、労働者からの介護休業申出があったときは、当該介護休業を拒むことができない。

2 第6条第1項ただし書（第二号を除く。）及び第2項の規定は、労働者からの介護休業申出があった場合について準用する。

〔後 略〕

〔3項 略〕

（介護休業期間）

第15条 介護休業申出をした労働者がその期間中は介護休業をすることができる期間（第3項において「介護休業期間」という。）は、当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日から介護休業終了予定日とされた日（その日が当該介護休業開始予定日とされた日（次の各号のいずれかに該当する場合にあっては当該各号に定める日とし、当該各号のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める日のいずれか早い日とする。）の翌日から起算して3月を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日（以下この項において「3月経過日」という。）第3項において同じ。）までの間とする。ただし、3月経過日が当該介護休業申出に係る介護休業開始予定日とされた日より前の日であるときは、当該労働者は、第11条第1項本文の規定にかかわらず、介護休業をすることができない。

一 当該労働者が、対象家族について第11条第1項ただし書の労働省令で定める特別の事情のある場合に同条の規定により介護休業申出をする場合 当該対象家族について

開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日

二 当該労働者に関して当該介護休業申出に係る対象家族のために第19条第2項の措置のうち勤務時間の短縮その他の措置であって労働省令で定めるものが既に講じられている場合 当該措置のうち最初に講じられた措置の初日

〔2、3、4項 略〕

（解雇の制限）

第16条 第10条の規定は、介護休業申出及び介護休業について準用する。

（勤務時間の短縮等の措置）

第19条 事業主は、その雇用する労働者（日々雇用される者を除く。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その1歳に満たない子を養育する労働者で育児休業をしないものに関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその子を養育することを容易にするための措置を講じなければならない。

2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その要介護状態にある対象家族を介護する労働者に関して、労働省令で定めるところにより、労働者の申出に基づく連続する3月の期間（当該労働者が、当該対象家族について介護休業をしたことがある場合にあっては、当該対象家族について開始された最初の介護休業に係る介護休業開始予定日とされた日から、同日の翌日から起算して3月を経過する日までの期間のうち当該労働者が介護休業をしない期間）以上の期間における勤務時間の短縮その他の当該労働者が就業しつつその要介護状態にある対象家族を介護することを容易にするための措置を講じなければならない。

（1歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置）

第20条 事業主は、その雇用する労働者のうち、

その1歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関して、育児休業の制度又は前条第1項に定める措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業主は、その雇用する労働者のうち、その家族を介護する労働者に関して、介護休業の制度又は前条第2項に定める措置に準じて、その介護を必要とする期間、回数等に配慮した必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(再雇用特別措置等)

第21条 事業主は、妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した者(以下「育児等退職者」という。)について、必要に応じ、再雇用特別措置(育児等退職者であって、その退職の際に、その就業が可能となったときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たって特別の配慮をする措置をいう。第23条及び第31条第1項第一号において同じ。)その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成7年法律第107号)

(施行期日)

第1条 この法律は、平成7年10月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第3条、第5条、第7条、第11条、第13条、第14条、第16条、第18条、第20条及び第22条の規定は、平成11年4月1日から施行する。

(第2条の規定の施行前の措置)

第2条 事業主は、第2条の規定の施行前においても、可能な限り速やかに、同条の規定による改正後の育児休業、介護休業等育児又は

家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定の例による介護休業の制度を設けるとともに、同法第19条2項の規定の例による措置を講ずるよう努めなければならないものとする。

男女共同参画に関する年表

年 号	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き
昭和20(1945)年	・「国連憲章」採択	・「婦人参政権」確立	
昭和23(1948)年	・第3回国連総会で 「世界人権宣言」採択		
昭和50(1975)年	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議開催 (メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」 設置	
昭和52(1977)年		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」 開館(嵐山町)	
昭和54(1979)年	・第3回国連総会で「女子 差別撤廃条約」採択		
昭和55(1980)年	・「国連婦人の十年」中間 年世界会議開催 (コペンハーゲン) 「女子差別撤廃条約」 署名式		・「婦人の地位向上に関 する埼玉県計画」策定
昭和56(1981)年	・「ILO第156号条約」採択 (ILO総会)		
昭和59(1984)年			・「婦人の地位向上に関 する埼玉県計画(修正版)」 策定
昭和60(1985)年	・「国連婦人の十年」最終年 世界会議開催(ナイロビ) 「ナイロビ将来戦略」採択	・「女子差別撤廃条約」 批准	
昭和61(1986)年			・「男女平等社会確立の ための埼玉県計画」策定

年 号	世界の動き	国の動き	埼玉県の動き
平成62(1987)年		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
平成 2 (1990)年			・「男女平等社会確立のための埼玉県計画(修正版)」策定
平成 6 (1994)年		・総理府男女共同参画室、男女共同参画推進本部設置 ・男女共同参画審議会設置	
平成 7 (1995)年	・第4回世界女性会議開催(北京) 「行動綱領」「北京宣言」採択	・育児・介護休業法成立(平成11年施行) ・「ILO第156号条約」批准	・「2001年彩の国男女共同参画プログラム」策定
平成 8 (1996)年		・「男女共同参画2000年プラン」策定	
平成11(1999)年		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
平成12(2000)年	・女性2000年会議開催(ニューヨーク) 「政治宣言」「成果文書」採択	・「男女共同参画基本計画」策定	・「埼玉県男女共同参画推進条例」施行
平成14(2002)年			・「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」策定 ・With You さいたま 埼玉県男女共同参画推進センター開設

横瀬町男女共同参画プラン

～みとめあい ふれあい 共に輝く “うららか よこぜ”～

平成18年3月

発行／横瀬町 自治交流課

〒368-0072

埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地

TEL (0494) 25-0111 (代表)

FAX (0494) 23-9349